

第1部 プランの策定にあたって

- 1 プラン策定の目的
- 2 プラン策定の背景



第1部 プランの策定にあたって

1 プラン策定の目的

少子高齢社会の到来、雇用形態・家族形態の変化、情報化・国際化の進展等、私達を取り巻く環境は、急速に変化してきています。そのような中、これまでとは違った様々な分野で活躍する男性や女性が増えてきていますが、いまだに人々の意識や行動、社会の慣習には差別や偏見、男女の役割に対する固定的な考え方が見受けられ、多様な生き方を阻害している状況があります。

これらを解決していくには、自らの生き方に主体性をもち、能力を高め、その能力を最大限に発揮していくことが大切です。そして、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画し、お互いの信頼と協力により、政治的・経済的・社会的及び文化的利益を享受でき、かつ、共に責任を担うべき男女共同参画社会の形成が不可欠なのです。

このような社会を実現するためには、家庭や地域、学校や職場などあらゆる場、機会を通じて、意識改革のための取り組みをしていく必要があります。

国は、平成11年6月「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀における最重要課題と位置付けるとともに、市町村における男女共同参画社会の形成に関する基本的な計画の策定を努力義務としました。

しかしながら、男女共同参画の現状は未だ道半ばの状況であり、国の「男女共同参画基本計画（第3次）」は、「男女共同参画社会基本法」施行後10年間の反省を踏まえた上で、平成22年12月に策定がされております。

館山市においては、男女共同参画社会の実現に向け、平成15年3月「館山市男女共同参画推進プラン」を、平成19年3月には「第2期館山市男女共同参画プラン」を策定し、積極的に施策の推進をしてきましたが、平成24年4月に実施した「館山市男女共同参画市民意識調査」の結果では、社会における男女平等を実感する市民は14.3%と、平成18年9月時点の12.4%からは上昇したものの、男女共同参画社会の実現にはなお一層の努力が必要な状況にあることを示しています。

このような現状を踏まえ、平成25年から平成29年の5年間における本市の男女共同参画社会の形成に必要な施策や事業の方向を明らかにするため、館山市の男女共同参画社会の実現に向けた「第3期館山市男女共同参画推進プラン」を策定します。

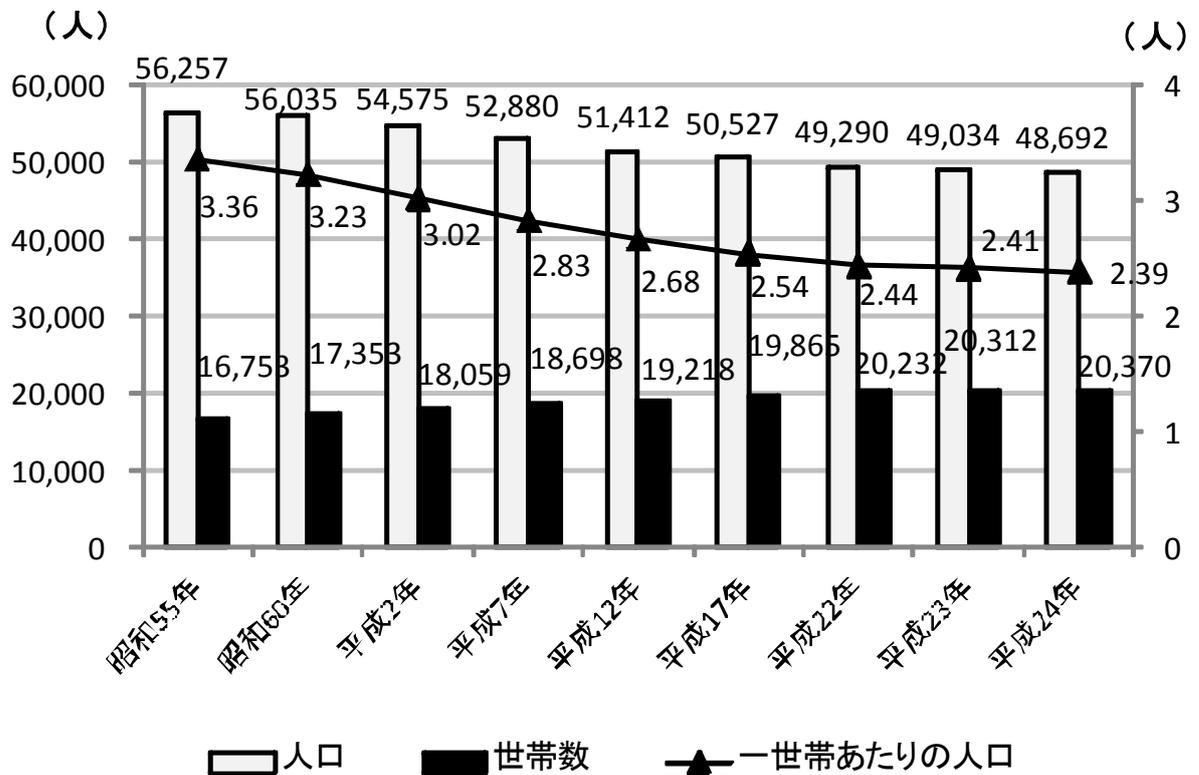
(1) 館山市の状況

①人口の減少、家族形態の変化

館山市の総人口は、昭和25年の59,424人をピークに昭和60年代に入り人口減少が加速し、平成24年には48,692人となっています。その一方で、核家族化が進み、世帯数は増加の傾向にあります。そのため1世帯あたりの人口は昭和55年の3.36人に対し、平成24年には2.39人と、年々減少してきています。

また、年齢構造を見ると、館山市は千葉県や国と比べても0～14歳の割合が低く、65歳以上の割合が高い、典型的な少子高齢化の状況を示しています。

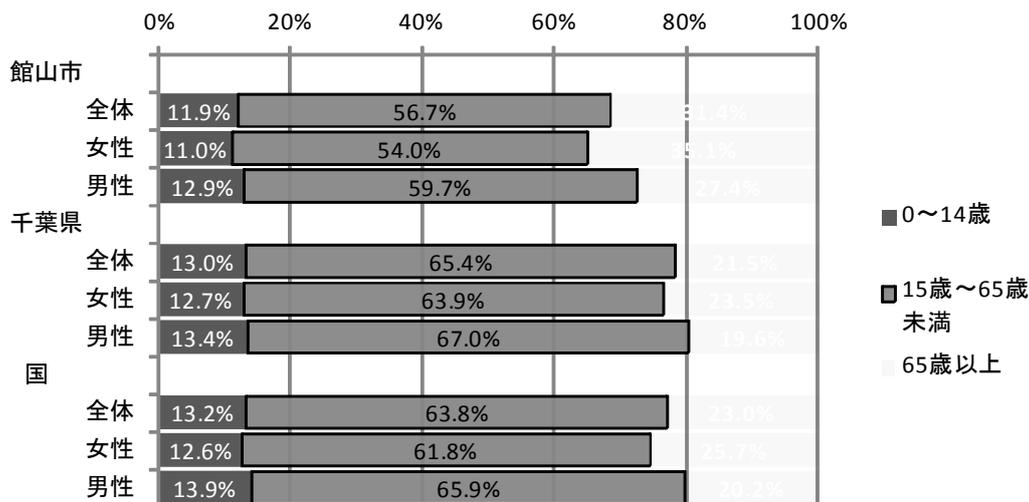
図1 人口と世帯数の推移



資料：各年10月1日国勢調査

※平成23、24年は常住人口（各年10月1日）

図2 年齢構造割合

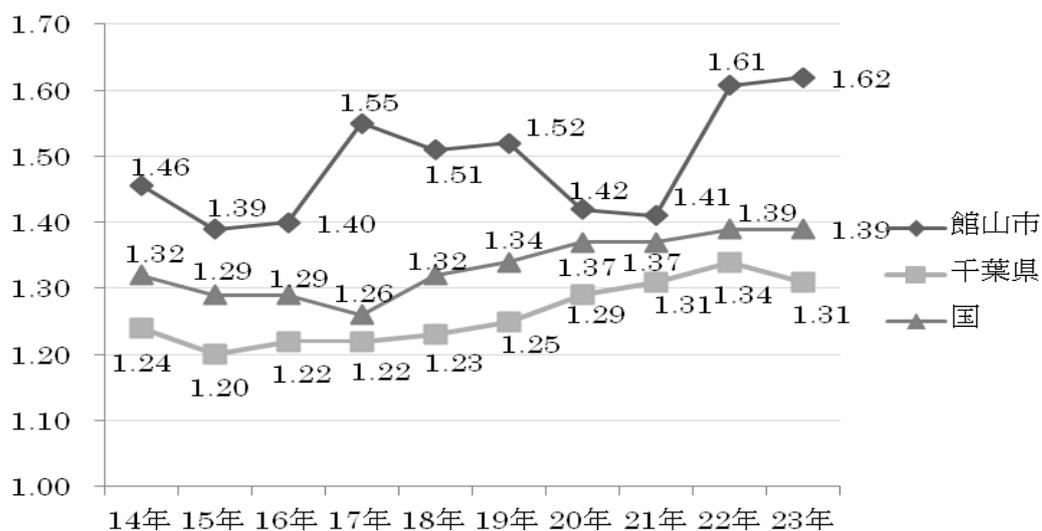


資料：平成22年10月1日国勢調査

②少子化の進行

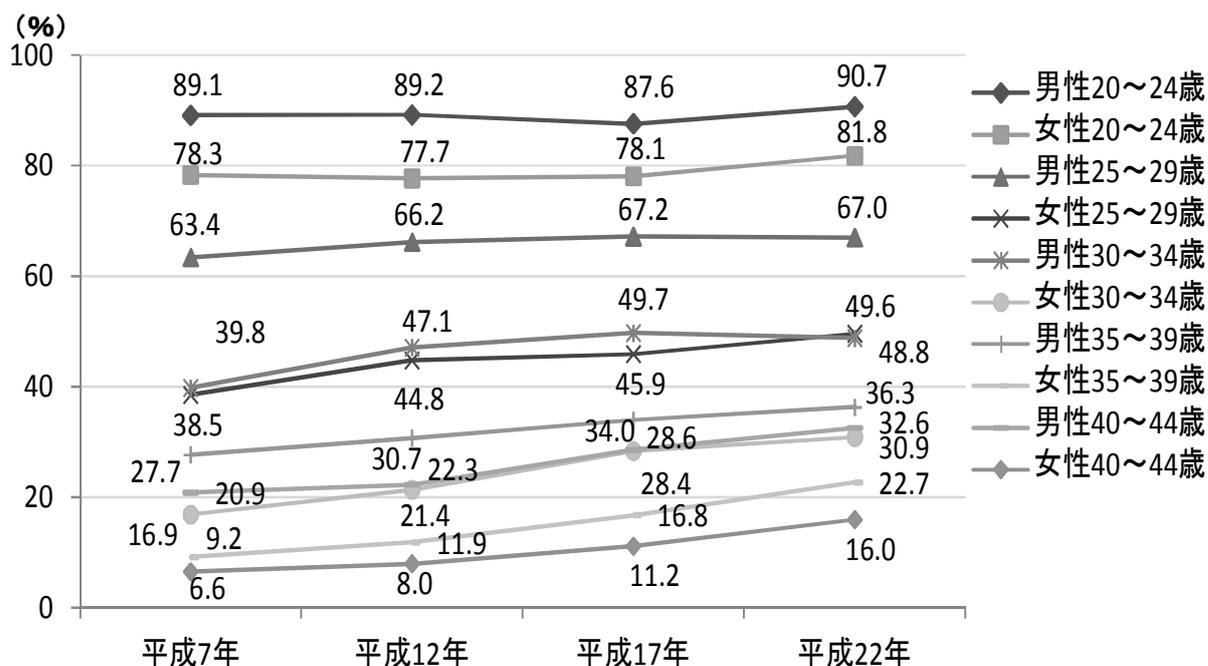
館山市の合計特殊出生率（女性が一生の間に産む子どもの数）は、千葉県や国の平均と比べると高いものの、館山市の20歳以上の未婚率は男女とも上昇傾向にあり、未婚化及び晩婚化の進行などが、少子化の進行につながっていると推測できます。

図3 合計特殊出生率の推移



資料：千葉県「人口動態総覧、保健所・市町村別」
厚生労働省「人口動態統計」

図4 未婚率の推移

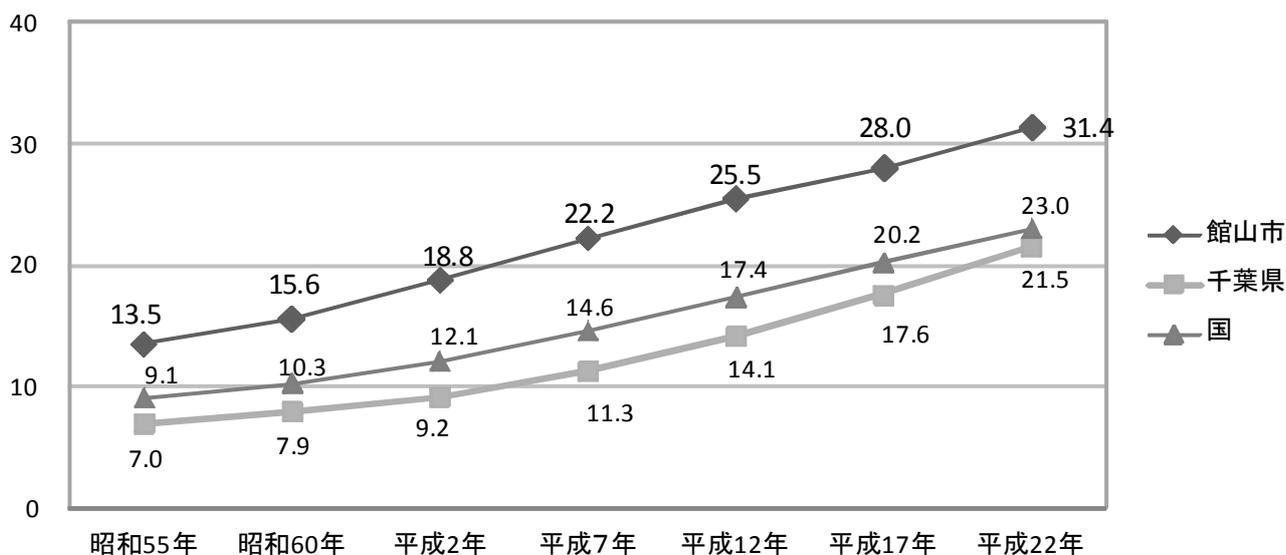


資料：各年 10月1日国勢調査

③高齢化の進行

館山市の高齢化率（全人口に占める65歳以上の割合）は、千葉県や国に比べ高く、昭和55年に13.5%であるのに対し、平成22年では31.4%と高齢化が進んでいます。

図5 高齢化率（全人口に占める65歳以上の割合）の推移



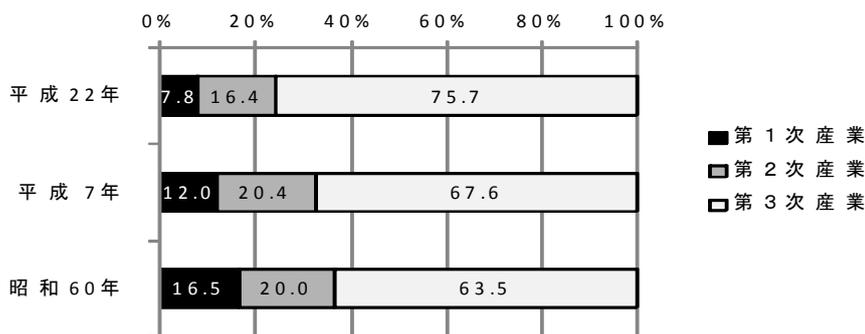
資料：各年 10月1日国勢調査

④就業状況の変化

平成 22 年の国勢調査では、館山市の就業者総数は 22,968 人で、平成 7 年の 26,506 人から 13.3% 減少しています。また、産業別就業者数は第 1 次産業の割合が減少し、第 3 次産業の割合が増加しています。

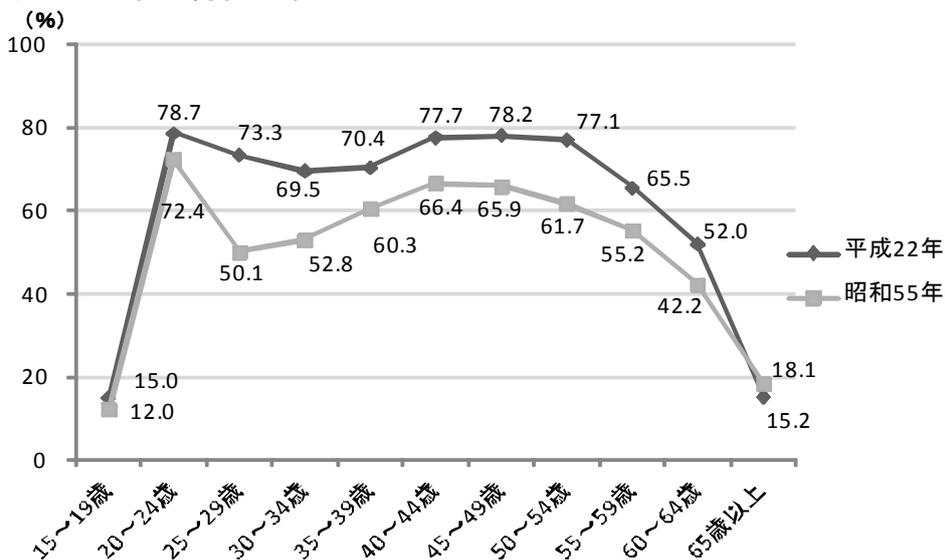
女性の労働力率^{*}を年代別に見ると、「20～24 歳」まで一度上昇し、その後「30～34 歳」まで減少を続け、再び「45～49 歳」まで上昇を続けます。これは、結婚、出産、育児期にあたりと考えられる 20 歳代から 30 歳代にかけて低下する、いわゆる M 字型を示しています。昭和 55 年と平成 22 年を比較すると、後者は M 字型の底が浅くなっており、就業を続ける人の割合が増加しています。

図 6 産業別就業者の推移



資料：各年 10 月 1 日国勢調査

図 7 女性の労働力率



資料：各年 10 月 1 日国勢調査

^{*}労働力率

15 歳以上人口に占める労働力人口^{*}の割合のこと。

^{*}労働力人口

就業者と完全失業者（働く意欲があり、ハローワーク等への登録者）を合わせた人口のこと。例えば、専業主婦や学生（収入が無い）は除かれる。

(2) 国の取組

国では世界的な男女平等を求める動きを受け、昭和 52 年「国内行動計画」を策定し、向こう 10 年間で女性の人権保障や地位向上のための施策を展開することとしました。

昭和 60 年「女子差別撤廃条約」を批准、「男女雇用機会均等法」の制定をし、昭和 62 年「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定しました。平成 6 年内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」、及び総理府に「男女共同参画室」を設置するとともに、全閣僚を構成員とする「男女共同参画推進本部」を発足しました。

平成 8 年「男女共同参画 2000 年プラン」を策定し、平成 11 年 6 月男女共同参画社会の実現に向けた法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成 12 年基本法に基づき「男女共同参画基本計画（第 1 次）」が策定されました。

平成 13 年 1 月中央省庁等の再編成に伴い、内閣府に「男女共同参画局」「男女共同参画会議」が設置され、推進体制の強化が図られました。また、10 月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」が施行、平成 20 年には改正法が施行され、暴力の定義や被害者の保護等の内容が拡充されました。

しかしながら、平成 21 年 8 月公表の国際連合の女子に対する差別の撤廃に関する委員会の最終見解においては、男女共同参画の視点から問題のあるメディアの表現が見られること等、多くの課題が指摘されている状況です。

これら、「男女共同参画社会基本法」施行後 10 年の反省を踏まえ、平成 22 年 12 月「男女共同参画基本計画（第 3 次）」が策定され、現在、この新しい計画に基づいた事業、男女共同参画の施策が推進されています。

(3) 千葉県の取組

千葉県では世界の動きや国の動向などを踏まえ、昭和 56 年「千葉県婦人施策推進総合計画」を策定しました。その後、昭和 61 年「千葉県婦人計画」、平成 3 年「さわやかちば女性プラン」、さらに平成 8 年男女共同参画社会の形成を目指すことを基本目標とした「ちば新時代女性プラン」を策定しました。

平成 12 年新たな担当部署として企画部（現在、総合企画部）に「男女共同参画課」を設置し、平成 13 年男女共同参画社会基本法に基づき「千葉県男女共同参画計画（第 1 次）」を策定しました。

平成 13 年 4 月制定された DV 防止法の施行に当たり、男女共同参画課内に DV 対策担当チームを設置し、平成 18 年 3 月には「千葉県 DV 防止・被害者支援基本計画（第 1 次）」が策定されました。

現在は平成 23 年 3 月に策定された「千葉県男女共同参画計画（第 3 次）」及び平成 24 年 3 月に策定された「千葉県 DV 防止・被害者支援基本計画（第 3 次）」に基づき、事業、各種施策が推進されています。

(4) 館山市の取組

館山市の女性施策の取組は、社会教育法に基づき、昭和 29 年婦人教育の一環として「館山市婦人会」が組織されたことに始まり、昭和 47 年「館山市主婦クラブ連合会」が設立されるなど、女性の地位向上と社会参加の推進に取り組んできました。

このような経緯のもと、女性を取り巻く社会的な意識の高まりを受け、平成 11 年市政への女性参画と女性施策の推進を図るため、市長の諮問機関として「館山市コーラル会議」を設置し、広く市民からの意見を求めるため、館山市初の委員公募を行いました。館山市コーラル会議は、平成 12 年 5 月館山市長から「男女共同参画社会づくりに向けての基本的な考え方及び方向性について」建議の要請を受け、平成 13 年 3 月建議書を提出し、今後の男女共同参画施策に建議の趣旨・内容が十分反映されるよう要望しました。

平成 14 年 4 月男女共同参画施策の推進体制の整備のため、庁内に「館山市男女共同参画推進会議」を設置し、平成 15 年 3 月「館山市男女共同参画推進プラン」を策定しました。平成 15 年 4 月組織改革に伴い、男性も含めた施策とするため、「女性施策」を「男女共同参画施策」と改めました。平成 18 年 9 月男女共同参画施策を推進するための基礎資料として、「館山市男女共同参画市民意識調査」を実施し、その結果を踏まえ、平成 19 年 3 月「第 2 期館山市男女共同参画推進プラン」を策定しました。

平成 24 年 4 月には前回調査からの意識の変化を確認するため、再び「館山市男女共同参画市民意識調査」を実施しました。

その結果からは、「社会全体で男性が優遇されている」と回答した人の割合が 63.1%と県平均の 72.0%と比べ 8.9%低く、館山市は県全体よりも男性が優遇されていると感じる人が少ないことがうかがわれました。また、「セクハラ（職場での性的嫌がらせ）を女性の人権侵害と感じる」と回答した人の割合が 57%と、県平均の 73.6%より 16.6%低かったほか、「配偶者からの暴力を女性の人権侵害と感じる」と回答した人の割合が 54.4%と、県平均の 71.1%より 16.7%低いなど、意識において県全体との差が見られるものが多くありました。また、「仕事と家庭を両立するためには周囲の理解が必要」と答えた女性が 42%だったのに対し、男性が 29.3%で 10.7%の開きがあるなど、男女の意識差が見られました。

その他、「防災・災害復興で女性の視点に配慮した対応が必要」と回答した人は男女ともに 80%を超えたほか、「“男女雇用機会均等法”や“DV（夫婦間暴力）防止法”を知っている」と回答した人の割合が男女ともに 70%を超えるなど、それぞれの分野への市民の関心の高さがうかがえました。